

議案第26号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月の市長等（かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条に規定する市長等をいう。）の期末手当の支給についてのこの条例による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のも

のの給与及び旅費に関する条例第4条の規定の適用については、同条後段中「同条第5項」とあるのは「かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年かすみがうら市条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは、「167.5分の10」とし、給与条例第20条第5項」とする。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。